

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり免許を取り消したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成22年10月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 処分対象業者

(1) 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社南部創建

南部 勝彦

高松市高松町715番地1

(2) 免許証番号及び免許年月日

香川県知事(1)第3993号

平成18年8月4日

2 免許の取消しの日

平成22年9月22日